

平成 29 年度木を活かす学生課題コンペティション 募集要項

1. 目的

地球温暖化防止策として、木材の利活用による二酸化炭素の排出削減効果、固定化が注目されています。また、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（2010 年）の施行以後、木造建築や木材を利用した建築物への期待とニーズの高まりを背景として庁舎や学校などの公共建築物を中心に木造・木質化が進められています。加えて、民間においても、ショッピングモールやオフィスビルなどでも耐火木造建築物が生まれています。

この動きは、これまで「弱い」とされていた木材の強度、耐火性、耐久性などの特性を把握し、活かす技術開発が進められたことで、中・大規模木造建築への木材の利活用が促進されつつあります。また同時に、木材の持つ暖かさや柔らかさなどを活かした空間づくりへの期待も高まっています。

しかし、これからの木造建築の技術を担っていく人材を育成する大学などの教育機関では「木材・木造建築」に関する専門的なカリキュラムは少なく、木造建築との接点を持ちにくい環境となっています。この状況を改善するためには、これからの木造や木材利用を支える人材育成に取り組む必要があります。

一般社団法人 木を活かす建築推進協議会は、平成 28 年度林野庁補助事業（中高層建築物等の担い手育成事業）を活用し、大学等の教育機関ではあまり行われていない木材と木造建築に係る教育を各大学等と連携して全国的・組織的に推進し、木材・木造建築に興味を持つ学生を増やすため、「木材・木造建築に係る連続講座（以下「本講座」という。）」を実施します。

本講座は、伐採現場や製材工場、木造建築実例などの見学、木材加工や組み立て等の体験、座学やグループディスカッション、課題制作等を通じて「木」の建築・空間の魅力を発見していくプログラムです。当該プログラムの一環として、「第 4 回木を活かす学生課題コンペティション」を開催し、木造建築物・工作物の提案、木質化した空間に係る提案、木を活かした製作物・材料等の提案、木を活かす取組・活動についての報告等、木の良さ等を活かした提案、取組・活動の報告を広く募集し、木材の利活用等に貢献する優秀な提案を表彰することとします。

2. 募集対象

- ①木造建築物・工作物部門：木造建築物・工作物（遊具、パーゴラ等）の提案
- ②木質化空間部門：木質化した空間に係る提案
- ③ものづくり部門：木を活かした製作物（家具等）・材料等の提案
- ④木を活かす活動部門：木を活かす取組・活動についての報告

3. 主催・後援

主催（事務局）：一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

後援：木造建築高等教育推進コンソーシアム（※）

※建築・木材に関する教育を行っている全国の大学・専修学校・高等学校・高等技術専門校等が参加する任意団体

4. スケジュール

応募の登録期間	平成 29 年 10 月 2 日～平成 30 年 1 月 30 日
提案の提出期間	平成 30 年 1 月 10 日～平成 30 年 1 月 31 日
審査結果公表	平成 30 年 2 月中頃
表彰式	平成 30 年 3 月 13 日

※表彰式は「木材・木造建築に係る連続講座」成果発表会内にて実施予定。

5. 応募について

(1) 応募資格

応募資格は、以下のすべてを満たすものとします。

- ①日本国内の大学、大学院、専修学校、高等専門学校、高等学校、高等技術専門学校等の学生。
- ②国籍は問わない。
- ③個人又はグループでの応募とする。
- ④グループでの応募において、教育課程の都合上、①の条件を満たさない者がグループ内にいる場合はグループの代表者を①の条件を満たす者とする。

(2) 応募の手続き

- ①一般社団法人 木を活かす建築推進協議会のホームページ内にある「木を活かす学生課題コンペティション」より登録を行ってください。
- ②登録受付期間は平成 29 年 10 月 2 日～平成 30 年 1 月 30 日です。登録受付期間を過ぎると登録はできなくなります。
- ③提案等を提出することができるのは、あらかじめこの登録受付の手続きを済ませた学生に限ります。
- ④グループでの応募の場合、登録受付は代表者が行うものとします。
- ⑤登録を受け付け次第、事務局より登録番号を通知します。平成 30 年 1 月 30 日までに連絡がない場合は、事務局に問い合わせください。

(3) 応募提案

本コンペティションは、2. 募集対象に示す4つの部門について、地域における木材の利活用の促進に貢献するような、木の良さ等を活かした提案、取組・活動の報告を募集するものです。

なお、教育機関の履修科目等において課された成果物等を提出することも認めます。

①提出物は以下の通りです。

a. 応募用紙（様式1）

参加者（グループの場合は全ての参加者）の氏名、所属教育機関、学部・専攻コース等を記入してください。但し、住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先については代表者のみの記入で構いません。申請書類・応募提案等に不備があった場合に事務局から連絡しますので、必ず連絡の取れる方を代表者としてください。

また、応募者により制作・製作された提出物であることの確認のため、指導教員等による応募用紙への署名を求めるものとします。

b. 応募提案説明書（様式2）

提出する提案、取組・活動の報告について、コンセプトやPRポイントを記入してください。記載形式（文章のみもしくはイラスト、写真等を用いる）は自由ですが、最大でA4用紙1枚までとします。

応募提案説明書には、必ず提案名、応募部門、及び登録受付時に通知する登録番号を記入してください。

c. 応募提案（様式3）

提出する提案、取組・活動の報告をA3用紙2枚以内、又はA2用紙1枚にまとめてください。教育機関の履修科目等において課された成果物の図面等を提出する場合、上記の用紙サイズ（A3用紙2枚以内又はA2用紙1枚）に収めるため改めて書き直したりする必要はなく、縮小コピーにより様式内に配置する等して提出してください。また、紙媒体での提出が難しい製作物等の提案を提出する場合は、製作物等の全体が判別できる写真を撮影し、解説等と併せて様式内に配置してください。取組・活動の報告について提出する場合は、取組・活動内容が分かる写真等を撮影し、解説等と併せて様式内に配置してください。

②応募提案（様式3）の右上に、応募部門、及び登録受付時に通知する登録番号を記入してください。

③各様式に用いる用紙は全て普通紙としてください。

④教育機関の履修科目等において課された成果物等を提出することも認めます。

⑤応募提案について、様式内への記載方法に疑義がある場合は事務局へお問い合わせください。

⑥応募提案の内容により、応募部門とは異なる部門での審査を行う場合があります。

(4) 提出期間

①提案等の提出については、主催者事務局への郵送等（宅配便も含む）又は持参により受け付けます。

②提出期間は平成30年1月10日～平成30年1月31日（当日消印有効）です。

③提案等の提出後、提出物の変更や差し替え等は原則として認められません。

(5) 諸経費について

応募に要する諸経費及び制作・製作費、書類の送付料等は、全て自己負担となります。

(6) 審査方法及び賞

審査は一般社団法人 木を活かす建築推進協議会が実施し、優秀提案として以下の賞を決定します。

林野庁長官賞（予定）	（1点）
木を活かす学生課題大賞	（1点）
部門賞※	（4点）
特別賞	（数点）

※部門賞は、木造建築物・工作物部門、木質化空間部門、ものづくり部門、木を活かす活動部門を予定しています。

また、応募作品の内容によって、応募した部門とは異なる部門での受賞となる場合があります。

(7) 審査委員（敬称略）（予定）

委員長 飯島 泰男（秋田県立大学 名誉教授）

委員（順不同）

板垣 直行（秋田県立大学 システム科学技術学部 建築環境システム学科 教授）

大橋 好光（東京都市大学 工学部 建築学科 教授）

山崎真理子（名古屋大学大学院 生命農学研究科 生物圏資源学専攻 准教授）

森 拓郎（広島大学大学院 工学研究科 准教授）

井上 正文（日本文理大学 工学部 建築学科 教授）

秋元 孝之（芝浦工業大学 工学部 建築工学科 教授）

林野庁 林政部 木材産業課 木材製品技術室

(8) 審査基準

審査基準は以下に示すとおりです。

①審査選考基準

木材の利活用が、二酸化炭素の排出削減など、今後の環境面における重要な役割を担うことを理解した上で作成している提案及び活動報告等のうち、下記のいずれかの内容を満たすものを選定します。

- ・木材の性質や特質をとらえ、活用しているもの
- ・建築物の木造化、木質化に新たな提案をしているもの
- ・木材の利用を通じて、豊かな暮らしや社会を実現するもの
- ・木材の生産体制や森林資源の保全に寄与するもの
- ・木材の利用による持続可能な社会の実現に寄与する取り組みがあるもの

②各部門における審査の観点

本コンペティションは、木造建築物に限らず、木質化した空間、木を活かした生産・材料等の開発、木を活かす活動、製作物など、学生課題における幅広い成果物を求めるものです。以下に、各部門における審査の観点を記載します。本項に記載のない部門に該当する応募提案があった場合、各部門の観点及び1. 審査選考基準を適宜利用して審査を行うものとします。

【木造建築物・工作物部門】

- ・建築物への木材利用事例として、創造性が高いか
- ・周辺環境へ適応した建築物であるか
- ・木材を利用した合理的な生産の仕組み、構法の提案であるか
- ・木材を利用した先進的な設計提案であるか
- ・プロポーシジョンやディテールなどに、木造建築物としての良さが現れているか
- ・木造建築物であることの利点が活かされているか

【木質化空間部門】

- ・建築物、公共空間等への木材利用事例として、創造性が高いか
- ・地域性や周辺環境を考慮した木質空間の提案であるか
- ・木材を利用した合理的な生産の仕組み、構法の提案であるか
- ・創造的な木材利用により、使い手が好ましいと感じる空間であるか
- ・内外装への木材利用の拡大に貢献する提案であるか
- ・多くの人に利用される豊かな空間であるか

【ものづくり部門】

- ・使い手が好ましいと感じ、生活を豊かにする製作物であるか
- ・木材の使用事例として、推奨できる製作物であるか
- ・ものづくりに込められた想いや技術が表現されているか
- ・木材の新しい活用の仕組みやアイデアが提案されているか
- ・多くの人が見たり触れたりすることで木材の良さを体験できる提案であるか

【木を活かす活動部門】

- ・木材の利活用の幅を広げる可能性がある活動であるか
- ・木材、森林資源の利活用の拡大に寄与する活動であるか
- ・木材の生産体制等の合理化等へ寄与する活動であるか
- ・木材の利活用、森林保全等につながる活動であるか
- ・木質材料の利活用につながる提案がされているか

(9) 応募提案の取り扱い

- ①応募提案は、原則として返却しませんのでご了承ください。
- ②他の団体等に権利のある提案の応募は認められません。
- ③本コンペティションに入賞した提案の著作権は応募者に帰属しますが、提案の提出をもって、出版物などに適宜掲載することを応募者に許諾いただいたものとみなします。
- ④応募提案に関するデザイン・意匠等は応募者の責任において知的財産権等の各種法律をクリアしているものとします。

6. 事務局（書類送付先・問い合わせ先）

一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

木を活かす学生課題コンペティション 担当：櫻井

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-19 アドレスビル 5 階

TEL 03-3560-2882

FAX 03-3560-2878

Eメール：ninaite@kiwoikasu.or.jp

<http://www.kiwoikasu.or.jp/index.php>

平成 26～28 年度入選作品は下記に公開

<http://ninaite-ikusei.jp/tabid/183/Default.aspx>